



# 地震防災対策用資産の取得に関する 特例措置（税制）について

平成22年3月2日

第8回 緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進  
関係省庁連絡会議 提出資料

内閣府  
政策統括官（防災担当）

# 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の概要



## 1. 適用対象者

青色申告を行う法人又は個人事業者であって、以下の要件に該当する者

東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域のいずれかのエリア内において、

大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号の施設又は事業を管理・運営する者

## 2. 対象資産

緊急地震速報受信装置及びその関連設備(同時に設置する緊急遮断装置・感震装置)

## 3. 特例の内容

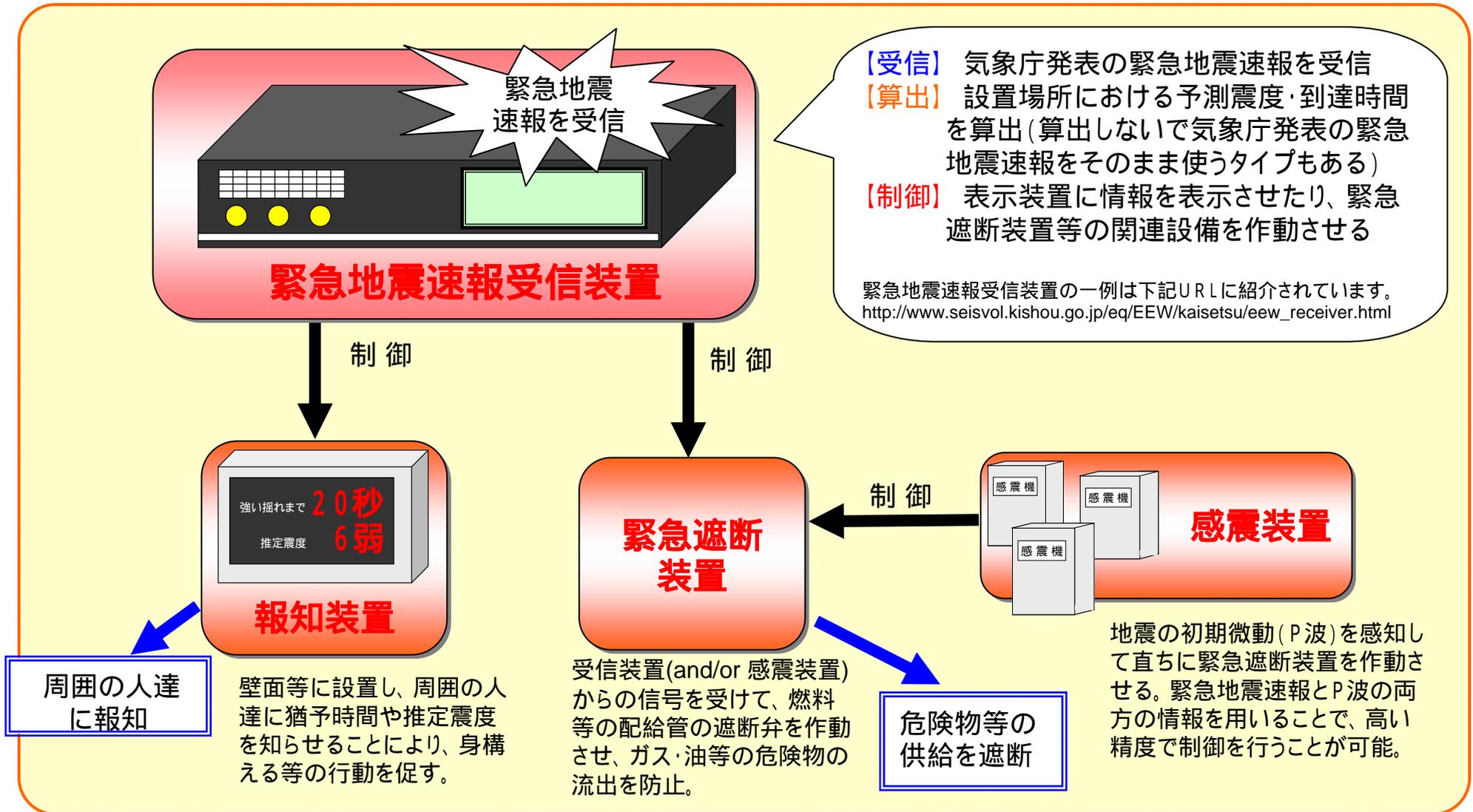
**所得税(個人)又は法人税(法人)の特別償却**<sup>1</sup>(対象資産を事業の用に供した最初の事業年度において、**取得価額の20%相当額**を普通償却限度額に加算して償却できる)

**固定資産税(個人・法人)の課税標準を、最初の3年間価格の2/3に軽減**<sup>2</sup>

1 平成22年度取得分まで。

2 平成21年度取得分まで。なお、平成22年度税制改正の閣議決定(平成21年12月22日)において、固定資産税の適用期限を4年延長(その後、廃止。)することが盛り込まれた。現在、関係法案が国会審議中である。

# 税制措置の対象資産



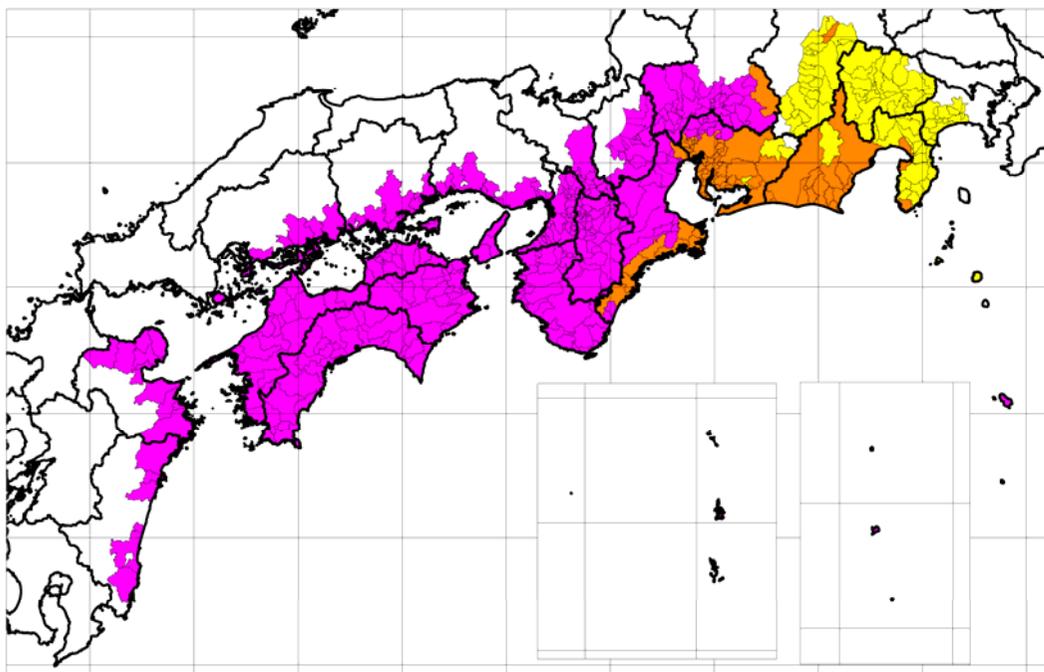
「緊急地震速報と一体的に整備する装置」とは、報知機器、緊急遮断装置、感震装置ですが、報知機器又は緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置と一体的に整備する場合のみ、また、感震装置は緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と一体的に整備する場合のみ、特例措置の対象となります(感震装置のみ、緊急遮断装置のみ整備する場合は対象外となります。)

対象地域内に所在する個人事業者又は法人事業者です。詳細は裏面又は内閣府(防災)のHPをご確認ください。

# (参考) 税制措置の対象地域について



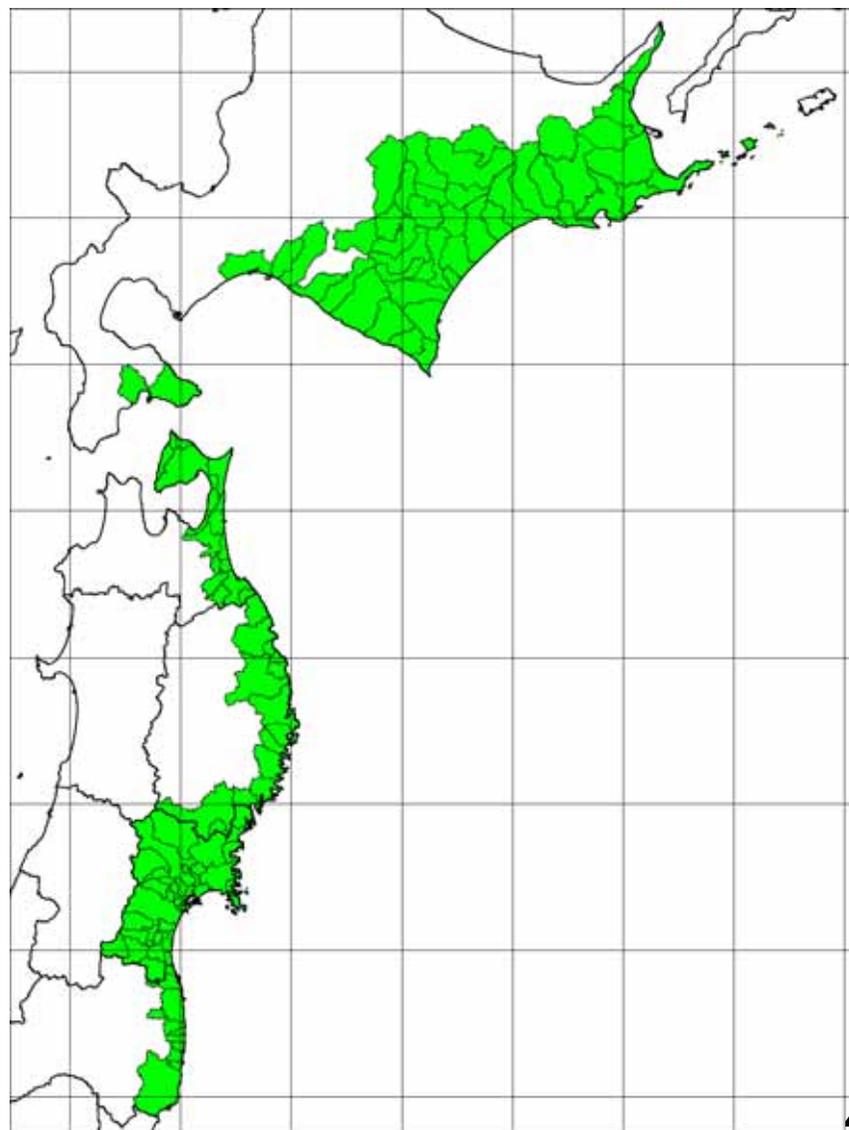
地震防災対策強化地域（東海地震）及び  
東南海・南海地震防災対策推進地域



- 黄色 : 地震防災対策強化地域
- オレンジ : 地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域
- 紫 : 東南海・南海地震防災対策推進地域
- 緑 : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

平成21年4月1日現在

日本海溝・千島海溝周辺海溝型  
地震防災対策推進地域図



# (参考) 税制措置の対象事業者について



前項の対象地域（市町村単位）に所在する ~ の施設・事業を管理・運営する事業者

物品販売業を営む店舗やカフェ、飲食店（いずれも収容人員 130人以上）、病院、劇場、旅館、  
その他不特定多数の者が出入りする施設

(1) 下記のいずれかに該当する施設で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（収容人員30人以上）
- 2 公会堂又は集会場（収容人員30人以上）
- 3 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 4 遊技場又はダンスホール（収容人員30人以上）
- 5 風俗店舗（収容人員30人以上）
- 6 カラオケボックス等（収容人員30人以上）
- 7 待合、料理店その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 8 飲食店（収容人員30人以上）
- 9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（収容人員30人以上）
- 10 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 11 病院、診療所又は助産所（収容人員30人以上）
- 12 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの（収容人員50人以上）
- 13 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 14 公衆浴場（収容人員50人以上）
- 15 車両の停車場又は船舶・航空機の発着場（旅客の乗降・待合の用に供する建築物に限る）（収容人員50人以上）
- 16 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（収容人員50人以上）
- 17 自動車車庫又は駐車場（収容人員50人以上）
- 18 上記に該当しない事業場（収容人員50人以上）
- 19 地下街（収容人員10人以上（社会福祉施設に供されている部分を含む場合）または30人以上）
- 20 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等（収容人員50人以上）

(2) 上記1～18のいずれかの用に供されている部分を含む複合用途防火対象物<sup>2</sup>で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

1 「収容人員」は消防法上の概念であり、消防法施行規則第1条の3の計算方法に基づき算出します。施設ごとに計算式が異なり、従業者数や客席の椅子の数、床面積等を用いて算出します。  
2 「複合用途防火対象物」も消防法上の概念ですが、おおよその意味は、複数の用途に使われている建物（例えば1階が飲食店で2階がオフィスになっているなど）のことです。

# (参考) 税制措置の対象事業者について



## 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

- 1 危険物の規制に関する政令第37条の製造所、貯蔵所又は取扱所
- 2 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所
- 3 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。)
- 4 毒劇物の製造所、貯蔵所又は取扱所(貯蔵、製造、取り扱う毒物が20トン以上、劇物が200トン以上の施設に限る。)
- 5 核関連施設(製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、一部の使用施設等。)
- 6 石油コンビナート等災害防災法第2条第6号の特定事業所

## 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

- 1 鉄道事業又は旅客運送を行う索道事業
- 2 軌道法第3条の特許に係る運輸事業
- 3 一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)

## その他、学校や福祉施設、大規模な工場(勤務者数が1,000人以上)など、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

- 1 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校)、専修学校、各種学校その他これらに類する施設
- 2 児童福祉施設(児童遊園を除く。なお、児童福祉施設には、保育所(保育園)等が含まれる。)、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、授産施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
- 3 鉱山
- 4 港湾法第2条第5項第8号の貯木場
- 5 人に危害を加えるおそれのある動物がいる動物園(敷地面積が1万㎡以上のものに限る。)
- 6 地方道路公社が管理する道路又は一般自動車道
- 7 放送事業又は委託放送事業
- 8 ガス事業
- 9 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道
- 10 電気事業
- 11 石油パイプライン事業

上記 ~ に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場以外の工場、作業場又は事業場で、勤務する者の数が1,000人以上のもの